

**今後の道德教育の改善・充実方策について（報告）（案）**

**平成 2 5 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日**

**道德教育の充実に関する懇談会**

## <目次>

はじめに .....	1
<b>第1章 なぜ今道德教育の充実が必要なのか .....</b>	<b>2</b>
1 道德教育の現状 .....	2
2 今後の社会における道德教育の重要性 .....	3
<b>第2章 道德教育をどのような方向に改善することが求められるか .....</b>	<b>4</b>
1 道德教育の目標について .....	4
(1) 現行制度 .....	4
(2) 改善の方向 .....	5
2 道德教育の内容、指導方法、評価について .....	7
(1) 現行制度 .....	7
(2) 改善の方向 .....	8
① 道德教育の内容 .....	8
② 道德教育の指導方法 .....	9
③ 道德教育の評価 .....	12
3 教育課程上の位置付けについて .....	13
<b>第3章 道德教育の改善・充実のために求められる条件整備 .....</b>	<b>15</b>
1 教材・教科書について .....	15
(1) 現行制度 .....	15
(2) 改善の方向 .....	16
① 「心のノート」の全面改訂について .....	16
② 教科書について .....	16
2 教員の指導力向上方策について .....	19
(1) 現行制度 .....	19
(2) 改善の方向 .....	20
① 学校における指導体制 .....	20
② 教員研修等について .....	21
③ 教員養成・免許について .....	21

## はじめに

教育改革を内閣の最重要課題の一つと位置付ける第二次安倍内閣が、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため設置した教育再生実行会議は、平成25年2月の第一次提言において、いじめ問題等への対応をまとめた。

その中で、いじめの問題が深刻な状況にある今こそ、制度の改革だけでなく、本質的な問題解決に向かって歩み出すことが必要であり、心と体の調和の取れた人間の育成の観点から、道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化することが提言された。

本懇談会は、この提言も踏まえ、これまでの道徳教育の成果や課題を検証しつつ、「心のノート」の全面改訂や教員の指導力向上など、道徳教育の充実方策についての検討を行うとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みによる教科化の具体的な在り方を検討するため、平成25年3月に文部科学省に設置された。

今般、これまで〇回にわたり審議を重ねてきた成果を以下のとおり取りまとめ、報告するものである。

本報告には、各学校や教育委員会など関係者において直ちに実践に取り入れていただきたい内容のほか、例えば、道徳の新たな枠組みによる教科化に当たっての学習指導要領の改訂や教員養成課程の改善など、今後さらに専門的な検討が必要な内容も含まれている。これらについては、文部科学省において、今後速やかに必要な取組を進め、実現を期していただきたい。その際、時間的制約もあり、本懇談会では必ずしも十分に扱うことができなかつた幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育の充実についても、あわせて検討が深められることを期待したい。

また、「心のノート」については、道徳の時間をはじめとする授業でより活用しやすいものへと改善する観点から、本懇談会の下に設置した「心のノート改訂作業部会」との連携のもと検討を行った。改訂された新「心のノート」（仮称）は、平成26年度から全国の小・中学生等に配布されることとなっており、その効果的な活用を望むものである。

道徳教育は、国や民族、時代を越えて、人が生きる上で必要なルールやマナー、社会規範などを身に付け、人としてより良く生きることを根本で支えるとともに、国家・社会の安定的で持続可能な発展の基盤となるものである。本報告が、こうした道徳教育の真の充実の一助となることを願ってやまない。

## 第1章 なぜ今道徳教育の充実が必要なのか

### 1 道徳教育の現状

学校教育は、個人の個性や能力を伸ばさせるとともに、国家・社会の形成者として主体的に生きるための基礎を培うものである。各学校においては、教育基本法や学校教育法、学習指導要領等に基づき、「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を育成することが求められる。

このうち、道徳教育は、人が互いに尊重し協働して社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナー、規範意識などを身に付けるとともに、人間としての在り方や生き方の礎となる道徳的な価値とは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ考えを深めていくことをねらいとしている。このことを通じ、自立した一人の人間として人生を他者とともにより良く生きる人格を形成することを目指すものである。

こうした道徳教育は、万人に必須のものとしてすべての教育活動の根本に据えられるべきものであり、国や民族、時代を越えて大切にされている。

戦後の我が国における道徳教育は、学校教育の全体を通じて行うという方針の下に進められてきた。特に、昭和33年改訂の学習指導要領において小学校及び中学校における各学年週1時間の「道徳の時間」が設置されて以降は、この道徳の時間が、各教科等における道徳教育を補充、深化、統合するものとして位置付けられた。さらに、改正教育基本法及び改正学校教育法などを踏まえ、平成20年に改訂された小学校及び中学校の学習指導要領では、「学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」と明記され、各学校において校長の方針の下に道徳教育推進の中心となる「道徳教育推進教師」が新たに位置付けられるなど、その一層の充実を期することとされた。

このように、道徳教育の重要性についてはこれまでも強く認識され、その充実に向けた支援がなされるとともに、個々の学校において、外部の有識者の協力等も得ながら、創意工夫ある優れた実践も行われてきた。特に近年、教育委員会や学校の努力により、道徳教育の取組が大きく改善された地域も少なくない。しかしながら、その実情を全体として捉えると、今なお多くの課題が存在しており、一部には「道徳教育は機能していない」との厳しい指摘もなされるなど、期待される姿には遠い状況にある。

本懇談会でも、例えば、

- ・ 歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。
- ・ 道徳教育の目指す理念が関係者に共有されていない。
- ・ 教員の指導力が十分でなく、道徳の時間に何を学んだかが印象に残るものになっていない。
- ・ 他教科に比べて軽んじられ、道徳の時間が、実際には他の教科に振り替えられていることもあるのではないか。

など、道徳教育の課題として多くの事柄が指摘されたところである。

さらに、このような道徳教育の課題が、社会全体の在り方にも少なからず影響を与えているのではないかとの指摘もあった。

## 2 今後の社会における道徳教育の重要性

今後、グローバル化や情報通信技術の進展など社会の急激な変化に柔軟に対応しながら、一人一人が自らの人生をより良いものとして生き、国家・社会の持続可能な発展を実現していくためには、絶え間なく生じる新たな課題に向き合い、自分の頭でしっかりと考え、また他者と協働しながら、より良い解決策を生み出していく力が不可欠となっている。

一方で、現状において、我が国の児童生徒については、身に付けた知識を生かして自ら考える力や学ぶ意欲に課題が見られること、また、他国の若者に比べて、自己肯定感や社会参画に対する意識・意欲が低いことなどが指摘されている。さらに、情報通信技術の進展に伴い、コミュニケーションの方法や他者との関わり方等の面でも新たな配慮等が求められるようになる一方で、多くの若者が他者とのコミュニケーションや対人関係に悩んでいるとの指摘もある。

特に、昨今大きな社会問題となっているいじめの防止の観点からも、人間の在り方に関する根源的な理解を深めながら、社会性や規範意識、善悪を判断する力、思いやりや弱者へのいたわりなどの豊かな心を育むことが求められている。

さらに、科学技術が一層急速に進展する中で、今後の社会の各分野で求められるいかなる専門能力の育成に当たっても、その前提として、人間として踏まえるべき倫理観や道徳性が一層重要になると考えられる。

これらのことを踏まえれば、今後の社会において、道徳教育に期待される役割はきわめて大きく、道徳教育は人間教育の普遍的で中核的な構成要素であると同時に、その充実が、我が国の教育の現状を改善し、今後の時代を生き抜く力を一人一人に育成する上での緊急課題である。

これまでも繰り返し道徳教育の重要性と課題が指摘されながら、全体としては十分な改善に至らなかった反省も踏まえ、道徳教育の目標や内容、指導方法、教材、教員の指導力向上の在り方、さらには教育課程における位置付けなどについて検討を行い、道徳教育が学校教育活動全体の真の中核としての役割を果たすこととなるよう、早急に抜本的な改善・充実を図る必要がある。

その際、道徳教育については、学校と、子供の人格の基礎を形成する家庭とが連携して取り組むことが不可欠であることを踏まえ、相互の連携をより緊密なものとする必要がある。

あわせて、学校を取り巻く地域社会はもとより、社会全体としても、大人一人一人が道徳教育に向き合い、人間として生きる姿を示すことができるよう、それぞれの立場で取り組んでいくことが求められる。

以上を踏まえ、第2章以下に、今後の時代に求められる新しい道徳教育の在り方を実現するための改善・充実の方策について提言する。

## 第2章 道徳教育をどのような方向に改善することが求められるか

### 1 道徳教育の目標について

#### (1) 現行制度

平成18年に改正された教育基本法では、教育の目標として新たに「豊かな情操と道徳心を培う」ことが規定されるなど道徳教育が重視されており、これを踏まえて、学校教育法の改正や学習指導要領の改訂が行われた。

道徳教育の目標については、小学校学習指導要領の総則において以下のように定められている。(中学校、高等学校、特別支援学校についても基本的に同旨。)

学校における道徳教育は、道徳の時間を<sup>かなめ</sup>要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達<sup>ひら</sup>の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心<sup>い</sup>をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊<sup>び</sup>び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

小学校及び中学校学習指導要領の「第3章 道徳」においては、以下の定めがある。

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

このほか、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第15条第1項においては、「学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。」と規定された。

また、道徳教育の要として位置付けられている道徳の時間の目標については以下のとおりとなっている。(なお、高等学校については道徳の時間は設定されていない。)

なお、他の教科では、一般的には、各教科固有の目標・内容が2学年ごと又は各学年ごと(中学校の社会、理科、技術・家庭は分野ごと、英語は3学年分)に示されているが、道徳の時間については、各学校段階の目標のほか、道徳の時間を要として学

校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容が、小学校では2学年ごと、中学校では3学年分まとめて示されるにとどまっている。

(小学校)

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

(中学校)

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。

## (2) 改善の方向

道徳教育の目標は道徳性を備えた人間を育てることであり、その重要性にかんがみれば、全人格的な教育である道徳教育を、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて行うという現行学習指導要領の考え方は、今後とも重要であり、引き続き維持していくことが適当である。

道徳教育及び道徳の時間の目標についても、その基本的な考え方はおおむね適切と考えられるが、一方で、以下のような課題について検討する必要がある。

- ・ 学習指導要領総則に示す道徳教育の目標は、総花的な記述の羅列となっておりわかりにくい。
- ・ 道徳教育の目標である「道徳性」を養うことと、道徳の時間の目標である「道徳的実践力」の育成との関係が、教師を含む関係者に十分に理解されていない。  
すなわち、学習指導要領解説道徳編においては、「道徳性」は、道徳的習慣をはじめ道徳的行為も含むものであるのに対し、「道徳的実践力」は、主として、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度を包括するものであり、将来出会う様々な場面で道徳的価値を実現するために適切な行為を主体的に実践することができるような内面的資質を意味していると説明されるが、その関係性が学習指導要領本体では必ずしも明確でない。このために、道徳教育の目標自体が内面的なものに偏って捉えられがちとなっている。
- ・ 同様に、道徳性の育成は、道徳的実践力に係る指導と、道徳の時間以外の各教科等における道徳的実践の指導との相互作用によりなされるものであり、道徳の時間においてその補充、深化、統合を図ることとされているが、その関係性がわかりにくい。

そのために、道徳の時間とそれ以外の各教科等とを関連付けた指導が行われに

くく、道徳教育の要であるはずの道徳の時間が効果的に活用されていない。

- ・ 内面的資質としての道徳的実践力が強調されるあまり、道徳教育における実践的な行動力等の育成が軽視されがちとなっている。

学習指導要領にいかにか立派な目標を設定しても、それが正確に理解され、実践されることがなければ無益である。道徳教育を真に効果的なものとするためには、学校・教育委員会はもちろんのこと、児童生徒、保護者、地域住民なども含めたすべての関係者が、道徳教育や道徳の時間の目標を正しく理解し、理念を共有し、その趣旨に沿って日々の教育活動を推進していくことが求められる。

このためには、道徳教育の目標と道徳の時間の目標とを見直し、それぞれよりわかりやすい記述に改めるとともに、その相互の関係をより明確にする必要がある。

特に、道徳教育の目標は、道徳的な心情（道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のこと。人間としてのより良い生き方や善を志向する感情とも言える。）のみならず、道徳的な判断力、実践意欲と態度、習慣などの育成も含む総合的なものであり、道徳の時間の目標である「道徳的実践力」の育成においても、内面的な「道徳的実践力」の育成が、将来の具体的な行為としての「道徳的実践」につながるようにすることを明確に意識して取り組むことが重要であることをあわせて示すべきである。

また、道徳の時間について、道徳教育の目標を実現する上でのそれ以外の各教科等との関係を改めて整理し、道徳教育の要としての中核的な役割を強化するとともに、発達の段階（注1）を踏まえた目標の示し方を工夫するなど、その構造がより明確なものとなるよう改善する必要がある。

---

（注1）「子どもの発達には、子どもが自らの経験を基にして、周囲の環境に働きかけ、環境との相互作用を通じ、豊かな心情、意欲、態度を身につけ、新たな能力を獲得する過程であるが、身体的発達、情緒的発達、知的発達や社会性の発達などの子どもの成長における様々な側面は、相互に関連を有しながら総合的に発達する。（中略）

子どもはひとりひとり異なる資質や特性を有しており、その成長には個人差がある一方、子どもの発達の道筋やその順序性において、共通して見られる特徴がある。（中略）発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することが重要である。」（子どもの徳育に関する懇談会「子どもの徳育の充実に向けた在り方について（報告）」（平成21年9月11日）より）

なお、子供の発達の段階については、脳科学の分野等においても、現在研究が進行中である。



## 2 道徳教育の内容、指導方法、評価について

### (1) 現行制度

#### ① 道徳教育の内容

道徳教育の内容については、小学校及び中学校学習指導要領において、小学校低学年では16、中学年では18、高学年では22、中学校では24の内容項目が定められている。これらの内容項目については、相互の関連性や発展性を明らかにするため、①主として自分自身に関すること、②主として他の人とのかかわりに関すること、③主として自然や崇高なもののかかわりに関すること、④主として集団や社会のかかわりに関することの四つの視点から分類整理されている。

学習指導要領では、道徳教育の内容項目について、いずれの学年でも該当するすべての項目を取り上げる必要があるが、児童生徒の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ることとされている。具体的には、小学校低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと、中学年では集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること、高学年では法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮することとされている。また、中学校では自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会を生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮することとされている。

#### ② 道徳教育の指導方法

小学校及び中学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間については、学校教育法施行規則において、小学校及び中学校で各学年年間35単位時間（ただし、小学校第一学年は34単位時間）（一単位時間は小学校で45分、中学校で50分）と定められている。

高等学校においては、道徳の時間は設けられていないが、人間としての在り方生き方に関する教育を、公民科や特別活動のホームルーム活動などを中核的な指導場面としつつ学校の教育活動全体を通じて行うことにより道徳教育の充実を図ることとされている。

また、学習指導要領では、全教師が協力して道徳教育を展開するため、各学校で「道徳教育の全体計画」を定めること、さらに、小学校及び中学校においては、「道徳の時間の年間指導計画」を定め、各教科等との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業が行われるよう工夫することが求められている。

さらに、道徳の時間における指導に当たっての配慮事項として、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実、体験活動を生かすなどの児童生徒の発達の段階や特性

等の考慮、先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用、自分の考えを基に書いたり話し合ったりする機会の充実、情報モラルに関する指導への留意などが示されている。

### ③ 道徳教育の評価

小学校及び中学校学習指導要領では、次のような評価に関する取扱いが規定されている。

- ・ 児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価すること（第1章 総則）
- ・ 児童生徒の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要があること、ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする（第3章 道徳）

また、学習指導要領解説道徳編では、道徳教育における評価について、道徳性が「道徳教育の目標や内容を窓口として、どのように成長したかを明らかにするよう努めることが大切」（中学校：「道徳教育の目標や内容に照らして、どの程度成長したかを明らかにすることが大切）」とし、道徳性の理解と評価のため、「評価の観点と方法」や「評価の創意工夫と留意点」を示している。

文部科学省が各都道府県教育委員会等に示している児童生徒の指導要録の参考様式では、道徳の時間そのものについての評価の欄は設けられていないが、「行動の記録」の欄については、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等やその他の学校生活全体にわたって認められる児童生徒の行動について、設置者において項目を適切に設定し、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に○印を記入することとされている。

## （2）改善の方向

### ① 道徳教育の内容

道徳教育の内容として現行の学習指導要領に示されている項目については、基本的に適切なものと考えられるが、児童生徒の発達の段階や児童生徒を取り巻く環境の変化などに照らし過不足はないか、児童生徒の日常生活や将来にとって真に意義のあるものとなっているかなどについて改めて必要な見直しを行う必要がある。

また、発達の段階ごとに特に重視すべき内容や共通に指導すべき内容についても、さらに精選し、これまで以上に明確化を図ることなどを検討する必要がある。

その際、例えば、

- ・ いじめの防止や生命の尊重
- ・ 困難に屈しない心、自律心
- ・ 多様な人々が共に生きていく上で必要な相互尊重のルールやマナー
- ・ 社会を構成する一員としての主体的な生き方
- ・ グローバル社会の中での我が国の伝統文化といったアイデンティティに関する

内容や国際社会とのかかわり  
など、児童生徒の現状を踏まえ、さらには今後の社会において特に重要と考えられる内容の示し方について特に留意する必要がある。

また、道徳の内容は指導方法と不可分の関係にあることから、後に述べる道徳の指導方法の改善の方向も踏まえ、その示し方について適切に配慮する必要がある。

## ② 道徳教育の指導方法

道徳教育の指導方法に関わる事項のうち、道徳の時間の標準授業時数については、議論の中で、現在よりも増加させることを検討すべきとの意見もあったが、当面は、現行の標準授業時数を前提に、その質的な充実を図ることが必要であるとする。各学校で時間割編成を行う際には、学校や地域の実情、児童生徒の実態などを踏まえ、創意工夫を生かした柔軟な対応が期待される。

また、道徳の時間の指導については、児童生徒の実態を最もよく把握し、指導に生かすことができる学級担任が行うことが適切であり、すべての小・中学校教員が道徳の時間の指導を適切に実施することができる能力を備えることが求められる。

道徳教育の具体的な指導方法をめぐっては、本懇談会において、以下のような課題が指摘された。

- ・ 地域間、学校間、教師間の差が大きく、道徳教育に関する理解や道徳の時間の指導方法にばらつきが大きい。
- ・ 道徳の時間と特別活動をはじめとする各教科等との役割分担や関連を意識した指導が十分でない。
- ・ 道徳の時間の指導方法に不安を抱える教師が多く、授業方法が、単に読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまった一方的なものになりがちである。
- ・ 現代の子供たちにとって現実味のある授業となっておらず、学年が上がるにつれて、道徳の時間に関する児童生徒の受け止めが悪くなっている。
- ・ 児童生徒の発達の段階に即した道徳の時間の指導方法の開発・普及が不十分である。
- ・ 道徳の時間の授業で何を学ばせようとしているのかを子供にも理解させた上で、具体的に実践させたり、振り返らせたりする指導が不足している。
- ・ 道徳の時間の指導が道徳的価値の理解に偏りがちで、例えば、自分の思いを伝え、相手の思いを酌むためには具体的にどう振る舞えば良いかというような技法的な側面に関する教育が不足している。

こうした課題については、これまでも指摘されてきたところであり、現行の学習指導要領においても、その改善のための方策が盛り込まれているところであるが、いまだ取組は不十分な状況にある。このことを踏まえ、特に下記ア～ウのような観点を中心に改善に取り組むことが必要と考える。

なお、道徳教育の指導に当たっては、児童生徒の特性、学校や地域の実態を踏まえ、各学校において創意工夫をこらすことが不可欠であり、本懇談会の提言もそのことを大前提とするものである。各学校においては、一つの指導方法を絶対化することなどにより、道徳教育の授業が画一的なものとなったり、教師の一方的な押しつけにつながったりすることのないよう留意しつつ、柔軟でバランスの取れた指導方法の開発・実践に努めていただきたい。

今後、道徳教育の特質を踏まえた多様な授業の在り方について教師間で切磋琢磨し合うとともに、子供たちの多様な実態や発達段階に即した柔軟な指導方法など、優れた道徳教育の指導方法を生み出していくことが期待される。また、こうした取組について、国においても積極的に支援すべきである。

### ア 児童生徒の発達の段階をより重視した指導方法の確立・普及

道徳教育については、児童生徒の発達の段階を踏まえ、人として生きる上で必要な基本的な道徳的価値の理解や社会生活上のマナーなどについて考えを深め習得することに重点を置く段階から、道徳的価値それ自体の意義や普遍性などについて多様な角度から考えを深め、実生活をいかに生きるかを模索させる指導に重点を置く段階へとその内容を発展させていくことが重要と考えられる。

このことを踏まえれば、特に、学年が上がって行くにつれ、道徳の時間において、一定の道徳的価値を理解させようと読み物の主人公の心情を単純に理解させるような授業よりは、例えば、善悪の問題も立場によって見方が異なる場合もあることや、自分の思うようにならない複雑で困難な状況に遭遇したときにどのように対応すべきかなどについて、多角的・批判的に考えさせたり、議論・討論させたりする授業を重視することが必要であろう。特に、現行の学習指導要領では、道徳の時間の配慮事項として、新たに「自分の考えを基に、書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること」とされ、言語活動の充実が重視されている。このことも踏まえ、道徳の時間においても、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育むための言語活動を取り入れた指導を更に充実・強化していく必要がある。

同様に、自分自身も社会に参画し、役割を担っていくべき立場にあることを意識させたり、社会の在り方について多角的・批判的に考えさせたりするような、社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わる教育（いわゆるシティズンシップ教育）の視点に立った指導も重要となる。その際、他教科の指導との関連も図りながら、法やルールの意義を理解して、互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、安定した社会関係を形成することの重要性やそのための具体的方策について考えを深めさせるなどの視点も重視する必要がある。このことは、いじめ防止等についての児童生徒の主体的な参画を促す上でも重要である。

さらに、道徳教育の指導に当たっては、より現代的で児童生徒の実生活に即したテーマの素材や、特に小学校高学年や中学校では、現実社会で顕在化している生命倫理や情報倫理、環境問題など、多様な価値観が引き出され考えを深めることができるような素材ももっと積極的に活用されるべきである。

## イ 振る舞い方などの技法的な面も取り入れた指導や問題解決的な指導等の充実

これまで、道德教育の要である道德の時間においては、各教科等における道德的実践の指導の成果なども補充、深化、統合しながら、内面的資質である「道德的実践力」の育成が目指されてきた。

本来、「道德的実践力」はそれ自体で完結するものではなく、将来における道德的行為の実践につながってこそ意味があるものであり、道德的実践を繰り返すことで道德的実践力も強められるものである。そうしたいわば「生きて働く道德的実践力」を育成する上で、例えば、心のこもったあいさつや礼儀、コミュニケーションの方法、きまりやルール作りなど、実際に自分が動き、他者と関わり合っ初めて実感され、身に付く力も少なくない。

現行の学習指導要領においても、例えば、「各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視する」（小・中学校学習指導要領）とされ、「道德の時間に動作化や役割演技、コミュニケーションを深める活動などを取り入れることは、（中略）表現活動を通して自分自身の問題として深くかかわり、ねらいの根底にある道德的価値についての共感的な理解を深め、主体的に道德的実践力を身に付けることに資するもの」（中学校学習指導要領解説道德編）とされるなど、これらの活動を充実させることが求められている。

しかしながら、実際には、「道德的実践力」の内面性が重視されるあまり、道德の時間の指導が座学中心の静的なものに偏りがちとなり、技法的な活動等を遠ざけることになった面もあるとの指摘がある。

このことを踏まえ、「道德的実践力」をより効果的に育成し、将来の「道德的実践」につなげていくための手段として、他教科等や家庭・地域での体験活動などとの役割分担を踏まえた上で、道德の時間においても、例えば、児童生徒に特定の役割を与えて即興的に演技する役割演技（ロールプレイ）や実生活の中での振る舞い方などのスキルの学習、問題解決的な学習などの動的な活動がもっとバランス良く取り入れられるべきと考える。

その際、道德的価値や自己の生き方との関係において、なぜそうした活動が必要なのかねらいを明確にするとともに、そこで何を学んだのかについて、児童生徒が振り返り、自ら考えを深めることができるようにすることが必要である。

そのことを通じて、こうした技法的な活動等が単に活動として終わるのでなく、それが内面的な「道德的実践力」の育成につながり、さらに、「道德的実践力」を基盤とした具体的な行為としての「道德的実践」につながっていくようにすることが求められる。

このような活動を取り入れた指導を通じて、道德教育で学んだ内容が、例えば、現に今ある人間関係の改善に役に立ち、実生活において皆が生きやすくなるよう働くことが実感されることは、児童生徒が人生を幸せにより良く生きようとする意欲を育てる上でも大きな意義があると考えられる。

## ウ 各学校における「道德教育の全体計画」「道德の時間の年間指導計画」の実質化、 道德の時間と各教科等との関連付けの強化

学習指導要領においては、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において「道

徳教育の全体計画」を定めることとされており、ほとんどの学校でこうした計画が作成されている。しかしながら、現状では、そこで定められる重点目標や内容が形式的なものにとどまっている学校も多く、本来求められる成果を生み出しているとは言い難い。

上述のように、児童生徒の発達段階に即した道徳教育の指導を学校教育全体を通じて充実させる上でも、また、技法的な面等も重視した道徳教育の指導を道徳の時間と各教科等との役割分担・関連の下に実施していく上でも、学校全体としての道徳教育の重点目標の明確化とその目標達成に向けた計画の作成はきわめて重要な意義を持つ。

各学校において、学校の教育目標を踏まえ、校長をはじめとする管理職、道徳教育推進教師のリーダーシップの下に、全教職員の参画によって実質のある「道徳教育の全体計画」を作成し、「道徳の時間の年間指導計画」等と有機的に関連付けながら実施することが求められる。

その際、例えば、社会科において学んだ知識について、道徳の時間において道徳的価値に照らして再吟味し、考えさせるなど、道徳の時間と各教科、総合的な学習の時間、特別活動等の学習を明確に関連付け、双方の効果を一層高めることができるよう配慮すべきである。

「道徳教育の全体計画」や「道徳の時間の年間指導計画」を実効あるものとして活用することは、学校全体のカリキュラムマネジメントの充実にもきわめて有効と考える。

また、これらの計画の作成・実施に当たっては、家庭や地域との連携を深めることが重要であり、各学校は、保護者や地域の人々の主体的な参加や協力が得られるよう、積極的に働きかけることが望まれる。これらを通じ、学校全体で、さらには地域ぐるみで、道徳教育の充実を図っていただきたい。

### ③ 道徳教育の評価

道徳教育については、一人一人の道徳性を培うというその性格上、一般の教科のように一定の目標に照らした数値による評価を行うことは不適切であり、この考え方は引き続き維持すべきである。

一方、現行の学習指導要領でも、児童生徒の道徳性を理解し評価することとされているように、児童生徒の成長の振り返りや指導計画・指導方法の改善のためにも評価は重要であり、その過程を含めて教師と児童生徒とが共有していくことが求められる。

その際、教師と児童生徒の温かな人格的な触れ合いなどに基づく共感的な理解のもと、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、児童生徒が自らの人間としての生き方についての自覚を深め、人間としてより良く成長していくことを支える評価となるよう十分配慮する必要がある。

このような配慮の下、指導要録の中に、例えば、児童生徒の学習の様子を記録し、その意欲や可能性をより引き出したり、励まし勇気付けたりするような記述式の欄を設けることや、「行動の記録」をより効果的に活用する方策など、道徳教育の特性を生かした多様な評価の方法について検討すべきである。

さらに、こういった児童生徒の評価については、教員間で共有し、学校全体としての指導の改善に生かしていく必要がある。

### 3 教育課程上の位置付けについて

これまで述べた道徳教育の抜本的な改善を実現するためには、教育課程における道徳教育の位置付けについてもより適切なものに見直すことが必要と考える。

そのための方策として、道徳教育の要である道徳の時間を、学校教育法施行規則及び学習指導要領において、例えば、「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けた上で、道徳教育の目標や指導方法等についても、先に述べた所要の改善を行うことを提言したい。

#### （「教科」の定義について）

現行制度上、小学校の教育課程については、学校教育法施行規則第50条第1項に示されるとおり、国語、算数などの「各教科」と、「道徳」、「外国語活動」、「総合的な学習の時間」、「特別活動」の「教科外」の要素によって構成されている。（中学校についても基本的な構成は同様となっている。）

何をもって「教科」と定義するかについて法令上の定めはなく、現行の「教科」についてみても、その性質や成立事情は必ずしも一様ではない。

「教科」についての説明としては、例えば、「学校教育法に示されている小・中・高等学校等の教育目標の到達を分担するもので、この目標に到達するために教育内容を組織的・系統的にまとめたもの」（注2）や、「学校で教授される知識・技術などを内容の特質に応じて分類し、系統立てて組織化したもの」（注3）などがある。さらに、相対的に、教科の指導は児童生徒を知的に「陶冶」することを、教科以外の指導は児童生徒の自主性や民主的態度、行動力等を形成する「訓育」を、それぞれ主な任務としていると捉える見方もある。

これらを踏まえると、「教科」については、「系統的に組織化された文化内容を教授する」（注4）という任務の存在が最小限の共通要素とみることができよう。

なお、現行制度に位置付けられている教科の多くについては、①免許（中・高等学校においては当該教科の免許）を有した専門の教師が、②教科書を用いて指導し、③数値等による評価を行うなどの点が共通している。

#### （道徳の時間の特性について）

道徳の時間は、その創設以来、教育課程において教科とは位置付けられてこなかった。

一方で、道徳の時間は、その特性として、学習指導要領に示された内容に基づき、体系的な指導により道徳的価値に関わる知識・技能を学び教養を身に付けるという従来の「教科」と共通する側面と、それらも踏まえて、自ら考え、道徳的行為を行うことができるようになるための道徳性といういわば人格全体に関わる力の育成を行う側面を有し

---

（注2）学校教務研究会編『詳解 教務必携＜第8次改訂版＞』（平成21年）

（注3）（注4）今野喜清・新井郁男・児島邦宏編『新版 学校教育辞典』（平成15年）

ており、今後、その双方の側面からより総合的な充実を図ることが課題となっている。そのことを明確化するためには、道徳の時間の目標・内容の充実を図った上で、教育課程における位置付けについても、その特性によりふさわしいものに改めることが必要と考える。

また、道徳の時間については、先に述べたように、人格全体にかかわる力の育成という性格に照らし、数値による評定はなじまないことと考えられること、また、児童生徒に日常密接にかかわっている学級担任を中心に授業を行うことが適切と考えられることなどの従来の教科とは異なる特性がある。さらに、道徳の時間は、それ自体としての体系的な教育活動としてだけでなく、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の要としての役割も果たさなければならないものであるという他の教科にはない使命を有している。

### （「特別の教科 道徳」（仮称）について）

これらを踏まえ、道徳教育の要である道徳の時間を、例えば、「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに教育課程に位置付けることが適当と考える。

道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付け、その目標・内容をより構造的で明確なものとするとともに、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての性格を強化し、それ以外の各教科等における指導との役割分担や連携の在り方等を改善することにより、これまで述べた道徳教育の改善・充実に向けた取組が一層円滑かつ効果的に進むことが期待される。また、このことは、大学等における道徳教育に関する理論的研究の深化や研究者の養成、教員養成課程のカリキュラムの改善や指導者の確保、より発展的な指導方法の開発など、道徳教育充実のための総合的な体制整備にも有効に働くものと考えられる。

加えて、現実的な問題として、我が国の学校においては、どうしても「各教科」が偏重されがちで、道徳の時間が軽視されがちとなっているとの指摘があるが、こうした風潮を改め、関係者に道徳教育の重要性についての再認識と取組の充実を求める上でも意義深いものと考えられる。

なお、本懇談会においては、将来的には、現行の「教科」を軸とした教育課程の編成原理そのものを見直し、その中で道徳教育を中心とした「コア・カリキュラム」を新たに構想すべきとの意見もあったことを付言しておく。

今後、道徳の時間をその特性を踏まえた新たな枠組みによる「特別の教科 道徳」（仮称）として制度上明確に位置付け、充実を図ることなどについて、文部科学省においてより専門的な検討を進め、学校教育法施行規則の改正や学習指導要領の改訂等に早期に取り組むべきである。

なお、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けるに当たっても、現行制度上、私立の小学校及び中学校の教育課程について、宗教をもって道徳に代えることができることについては、引き続き尊重する方向で検討することが適当と考える。



### 第3章 道德教育の改善・充実のために求められる条件整備

#### 1 教材・教科書について

##### (1) 現行制度

道德教育を充実させるためには、道德の時間における優れた教材の活用が重要であり、学習指導要領では、「先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や利用を通して、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行う」ことを求めている。

文部科学省では、道德教育の教材として、小学校は低・中・高学年の3種類、中学校は1種類の計4冊から成る「心のノート」を作成し、平成14年度から全国の小学校・中学校等に無償で配布してきた。「心のノート」は、児童生徒が身に付ける道德の内容をわかりやすく表し、道德的価値について自ら考えるきっかけとなるものであり、学校の教育活動全体において活用され、また学校と家庭等が連携して児童生徒の道德性の育成に取り組むよう活用されることを通して、道德教育の一層の充実を図ろうとするものである。なお、「心のノート」については、平成23年度使用分からウェブを通じた利用に切り替えられたが、平成25年度使用分から全国の小・中学校等への冊子の配布が再開された。

さらに、各学校では、文部科学省（旧文部省も含む。）が作成する読み物資料集や、都道府県・市区町村の教育委員会で独自に作成する道德の教材、民間の教材会社等が作成する教材、新聞記事、書籍・雑誌など様々な教材を活用しながら、道德の時間をはじめ道德教育に関する指導を行っている。文部科学省では、学校・地域の実情等に応じた多様な道德教育を支援する観点から、「道德教育総合支援事業」により、各教育委員会等における教材の作成・配布等の取組を支援している。

「心のノート」以外の道德教育の教材については、児童生徒各自に持たせて使用するもの、学校備え付けで使用するものなど、様々な形態があるが、児童生徒各自に持たせて使用している場合、平成23年度の調査では、小・中学校の6割以上がその費用を個人負担させている。

なお、道德の時間については教科書は設けられていないが、各教科については、各学校において教科書が使用されることになっており、学校教育法上、使用義務が課されている。国公立の義務教育諸学校で使用される教科書は、法律に基づき、全児童生徒に対し、国の負担によって無償で給与されている。

教科書には、文部科学省の検定を経た教科書（文部科学省検定済教科書）と、文部科学省が著作の名義を有する教科書（文部科学省著作教科書）がある。教科書検定は、学習指導要領等に基づき民間で著作・編集された図書について、検定のための審査基準である教科用図書検定基準（文部科学大臣告示）等に基づき、教科用図書検定調査審議会の専門的・学術的な審議に基づいて、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、合格した図書を教科書として使用することを認めているものである。

教科書検定は、教科用図書検定基準に基づき、

- ・ 学習指導要領等の内容に照らして適切か（準拠性）、政治・宗教の扱いや取り上げる題材の選択・扱いが公正か（公正性）、などの「準拠性及び公正性」
- ・ 客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして事実関係の記述が正確か、などの「正確性」

といった観点から、記述の欠陥を指摘することにより行われている。

教科書については、その教科書発行者における著作・編集、文部科学省における検定、教育委員会や学校における採択、教科書供給業者における製造・供給のプロセスが必要となるため、教科書の作成から学校での使用開始までに通常3年間を要する。

## （２）改善の方向

### ①「心のノート」の全面改訂について

「心のノート」の改善については、本懇談会の下に設置した「『心のノート』改訂作業部会」との連携のもと検討を行った。

その際、全面改訂に当たっての基本的な考え方として、主に以下のような点を重視した。

- 道徳の時間の授業においてより活用しやすい内容・構成とする。併せて、これまでと同様、学校の教育活動全体を通じて、また、家庭での生活や学校と家庭との連携の強化、地域での活動等に際しても活用できるものとする。
- 先人等の残した名言、国内外の偉人や著名人、伝統・文化、生命尊重等に関する読み物など、児童生徒が道徳的価値について考えるきっかけとなる素材を盛り込む。
- 児童生徒の発達段階を踏まえつつ、いじめの未然防止の観点、児童生徒の多様性への配慮、「礼」など我が国の伝統・文化に根ざす内容の充実、道徳的実践を促すような具体的な振る舞い方などの「技法」を身に付けること、「食育」「市民性を育む教育」「法教育」の視点、「情報モラル」をはじめ児童生徒を取り巻くリアルな環境の変化などを重視する。

新「心のノート」（仮称）は、平成26年度から全国の小・中学校等に配布されることとなっている。新「心のノート」（仮称）が、道徳の時間をはじめとする学校の道徳教育や家庭での教育において十分に活用され、全国各地における優れた実践につながり、道徳教育の改善・充実に効果を上げることを期待している。

### ②教科書について

本懇談会では、今後の道徳教育の更なる充実を図るため、道徳の時間を新たな枠組みにより教科化した場合、教科書を用いることとすべきかどうかについて議論を行った。

この点について、まずは新「心のノート」（仮称）を活用していくべきとの意見や、

これさえあれば良いという教材ではなく、教師一人一人の取組や努力によって多様なものを活用させる方向が適切との意見もあった。しかしながら、

- ・ 道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付け、その目標や内容の体系性を充実させるのであれば、それにふさわしい主たる教材が必要であること
- ・ どの学校においても、また、どの教員によっても、一定水準を担保した道徳の授業が実施されるようにするための質の高い教材が必要であること
- ・ こうした教材を全ての児童生徒に安定的・継続的に提供するためには、教科書として位置付けることが必要と考えられること

などを踏まえれば、道徳の時間を新たな枠組みにより教科化するに当たり、新たに教科書を導入することが適切と考える。

また、教科書には検定教科書と文部科学省著作教科書とがあるが、導入する場合、どちらが適切か議論を行った。

この点について、文部科学省著作教科書については、需要数が希少で検定教科書の発行が期待されない場合に限り発行されているが、既に複数の出版社が道徳の時間に使用する副読本を作っており、民間の教科書発行者による教科書の発行が予想されるなどの理由から、導入は適切でないという意見が多数を占めた。

一方、検定教科書を用いることについては、検定に伴う以下のような課題も踏まえた上で議論を行った。

- 価値観によって判断が分かれるような題材が取り上げられることにより、多様な立場からの様々な記述内容の教科書が発行される可能性があること
- 価値観によって判断が分かれるような題材について、国が検定を通じて適否を判断していくことの是非
- 検定に際しての具体的な判断基準（道徳の性格上、客観的な学問成果を根拠として検定意見を付すことが難しいこと）

その結果、検定教科書を用いることに賛成の立場から、以下のような意見が出された。

- ・ 教科書検定制度の下で出版社がより良いものを作ろうと互いに切磋琢磨することで質の高いものが生まれる。
- ・ 複数の民間発行者が作成する検定教科書の方が多様な価値観を反映できる。
- ・ 憲法、法律、学習指導要領の趣旨に沿っているかなどの大きな基準の中で多様な教材を開発することを考えれば、検定も可能。
- ・ 既に複数の出版社で学習指導要領の記述をベースにした副読本が作られており、それが教科書になっても大きな問題が生じるとは考えにくい。
- ・ 公正性や正確性など、検定の基本を押さえた上で、限定的・抑制的な検定の下で、出版社の創意工夫が生かされる形で検定が行われれば良い。

一方で、検定教科書に慎重な主な意見としては、以下のようなものがあった。

- ・ 道徳で「教材を教える」のは良くない。現段階ですぐに検定教科書を考えるよ

りは、当面は新「心のノート」（仮称）を使って考えさせる方向を基本的に維持していくのが良い。

- ・ 新「心のノート」（仮称）が充実したものとなるのであれば、それを現場に浸透させ成熟させていくことが必要。ゆくゆくは検定教科書へと移行するのが良いのだろうが、丁寧に時間をかけるべき。

これらの意見を踏まえ、本懇談会としては、「特別の教科 道徳」（仮称）の主たる教材として、検定教科書を用いることが適当と考える。教科書検定の具体的な制度設計に当たっては、民間発行者の創意工夫を最大限生かすとともに、多様性のある教科書を認めるという基本的観点に立ち、検討を行うべきである。児童生徒の多角的・批判的な思考力・判断力・表現力等の発達の観点等に十分配慮した創意工夫ある良質な教科書が作成されることを期待したい。

その実現に向け、今後、文部科学省において、検定に際しての具体的な判断基準となる学習指導要領や検定基準の具体的な在り方など、検定教科書の発行に伴う課題への対応について、慎重かつ丁寧な検討を行うとともに、教科書の無償給与に必要な予算措置が適切になされる必要がある。

また、検定教科書が使用される場合でも、道徳教育の特性にかんがみ、地域や学校の実態を踏まえて、教育委員会・学校や民間等の作成する多様で魅力的な教材があわせて活用されることが重要である。国においては、各教育委員会や各学校の判断により新「心のノート」（仮称）をはじめとする多様な教材を有効に活用していくことができるよう、その支援の方策を検討していくことが求められる。

なお、検定教科書が各学校で用いられるようになるまでの間は、新「心のノート」（仮称）を中心に、教育委員会・学校や民間等の創意工夫を生かした教材を適切に用い、指導方法等の改善を図りながら、授業を進めることが求められる。

また、検定教科書の作成に当たっても、新「心のノート」（仮称）の良さが引き続き生かされるとともに、家庭でも親が子供と一緒に活用できるなど家庭における道徳教育にも資するものとなるよう、適切に配慮されることを期待したい。

## 2 教員の指導力向上方策について

### (1) 現行制度

#### ① 学校における指導体制

学習指導要領では、各学校においては、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師（「道德教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道德教育を展開することとされている。

また、道德の時間の指導については、学級担任の教師が行うことが原則であるが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道德教育推進教師を中心とした指導体制を充実することとされている。

さらに、地域の人々の理解や協力を得るための取組として、道德の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要があるとされている。

#### ② 教員研修等について

国、地方、学校のそれぞれのレベルにおいて教員研修等の取組が実施されている。

国レベルでは、独立行政法人教員研修センターにおいて、道德教育指導者養成研修を実施し、各地域における道德教育に関する研修講師や各学校への指導・助言を行う指導者を養成している。また、教職員等中央研修（中堅教員研修）でも道德教育を扱っている。

都道府県レベルの研修として、教職経験、職能、専門的な知識・技術に関する研修などが実施されており、その一環として、例えば、道德教育推進教師を対象とした研修や、道德の授業づくりに関する研修などが位置付けられている。また、都道府県教育委員会等が行う小中学校の初任者研修では、その全てにおいて道德に関する内容が取り扱われている。

教員免許更新講習においては、必修領域に含めるべき内容として、「子供の実態を踏まえた道德・特別活動の指導」が例示されている。また、選択領域でも道德に関する講習が実施されており、例えば、道德の指導法や、話し合い活動を活発に行う道德の時間の授業づくりなどの講習が開設されている。

#### ③ 教員養成・免許について

教員免許状授与のための所要資格として求められる大学の教員養成課程における履修については、教育職員免許法別表第1に規定する教職に関する科目の「教育課程及び指導法に関する科目」として、「各教科の指導法」とともに「道德の指導法」が規定されている。

例えば、小学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合、「各教科

の指導法」については、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を修得し、「道徳の指導法」についても同様に2単位以上を修得するものとされている。また、中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合も、「道徳の指導法」については、2単位以上修得するものとされている。

大学の教員養成課程の道徳教育関係科目としては、例えば、

○ 道徳教育Ⅰ（1単位）で日本の道徳教育の変遷と諸外国の道徳教育の特徴について解説し、道徳教育Ⅱ（1単位）として、道徳教育理論や学校の具体的な道徳教育の実践を扱うもの

○ 道徳の指導法（2単位計）で、「道徳とは何か」といった根本問題、道徳教育の基本的課題を理解し、学校での指導法について、学生が自ら経験したケースの考察や学習指導案の作成などを行うもの

などがある。

その他、専修免許状については、大学院において道徳教育分野に関する単位を12単位以上習得した場合、大学院での専攻に加えて、授与条件に「道徳教育」と記入することにより、その専門性を標章できることとなっている。

## （2）改善の方向

### ① 学校における指導体制

学級担任が、「特別の教科 道徳」（仮称）の指導を行うことを原則としつつ、校長をはじめとする管理職等が道徳の時間の指導を行ったり、道徳教育に識見のある外部の人材の協力や支援を得たりするなど、授業をより豊かなものとするための柔軟な取組が求められる。

また、従来の道徳の時間をはじめ道徳教育に関する取組については、校長の方針や各教員の姿勢によって温度差や充実度の差があることが指摘されている。各学校においては、道徳教育を各担任任せにせず、道徳教育推進教師を中心とした指導体制が構築されるよう、校長がリーダーシップを発揮していく必要がある。各学校においては、これまでの取組の成果と課題を検証した上で、学校全体としての取組方針を明確にし、全教員の共通理解を図りながら、具体的な改善策に取り組んでいただきたい。

また、道徳教育推進教師の意義を一層有効なものとするため、道徳教育推進教師が担う役割を明確にし、全教師の参画、分担、協力の下に機能的な協力体制を確立する必要がある。

さらに、道徳教育に優れた指導力を有する教員については、当該地域における道徳教育の中核的な推進役となる「道徳教育推進リーダー教師（仮称）」として加配措置し、地域単位での道徳教育の充実・強化を図ることも求められる。

教育委員会においては、各学校における道徳教育充実のための支援に努めることが重要である。その際、道徳担当指導主事等が、各学校を訪問し、道徳教育の全体計画

の策定について指導・助言を行ったり、授業改善の援助を行ったりするなど、実質的な指導・助言を行うことも重要と考える。

また、従来の道徳教育に関する国や地方の指定校の研究成果や優れた取組に関する情報等が蓄積されておらず、道徳教育に関する研究成果等が十分に活用されていないとの指摘がある。国や地方においては、これらの研究成果等を蓄積し、更なる発展・深化につなげることができるような仕組みを検討すべきである。なお、このような仕組みの一つとして、例えば、道徳教育に関する専門的な研究機関の設置も課題であるとの意見もあった。

さらに、地域社会は、子供たちが様々な人々や集団、多様な文化に触れ、活動しながら、人格を形成していく場として重要である。学校における道徳教育の指導の効果を高めるためにも、保護者はもとより、地域の人々や団体等との共通理解を深め、家庭や地域との連携・協力体制を構築するなどの環境整備を進め、社会全体で道徳教育に取り組む気運を高めていくことが必要である。例えば、道徳の授業づくりや指導に地域の人々に参加してもらうことや、情報倫理や環境問題等の現代的な課題について考える場を共有することなどを積極的に推進すべきである。

## ② 教員研修等について

既に述べたような道徳教育の目標や内容、指導方法等の改善の方向も踏まえつつ、教員一人一人の意識改革と指導力の向上を図ることが強く求められる。

このため、校長のリーダーシップの下、「学級」「学年」「学校」の壁を越えてお互いの授業を積極的に見せ合うなど、学校全体としてチームで授業改善に取り組むための校内研修や共同研究を充実させていくことが重要である。

校内研修の充実等や上記①で述べた学校における指導体制の確立のためには、校長等の管理職や教員の意識改革と資質・能力の向上を図るための研修の抜本的強化が急務である。例えば、管理職を対象とした国の中央研修のほか、国や地方において、管理職対象の研修に道徳教育に関する講座を新設したり、道徳教育に関する内容を充実させたりすることを検討すべきである。

さらに、指導方法の研究開発や効果的な指導方法等の共有などを通じて、教員の指導力の向上を支援することができるよう、教育委員会担当者、道徳教育推進教師等に対する研修を充実する必要がある。このほか、視野を広げるために、現職教員を民間企業等に派遣して研修を行うなど、社会の多様な分野との接点を重視した取組も有効と考えられる。

さらに、教員免許更新講習についても、道徳教育に係る内容の一層の充実が図られることを期待したい。

## ③ 教員養成・免許について

今後、教員になるすべての者が、充実した道徳教育の実践の基盤となる資質・能力を修得できるようにする観点から、大学の教員養成課程の充実が必要である。と

りわけ、教員の大量退職時代を迎えている中であって、今後の教員養成の在り方は重要な課題と考える。

具体的には、教員養成課程において、道德教育の原論・歴史や哲学・倫理学などの理論面、学習指導要領の理解や指導案・教材の作成と授業展開等の実践的知識・技能などの実践面、教育実習などの実地経験面の三つの面について、その内容の充実を図っていくべきである。

このため、教員養成課程における履修については、道德教育の理論面や実践面の充実が図られるよう、カリキュラムを改善するとともに、履修単位数を増加させることも検討すべきである。

さらに、教育実習において、道德教育の実地経験を充実させることについても検討すべきである。

なお、中学校段階における道德専門の免許の可能性は検討課題であるとの意見や、教育実習において道德授業を必修化すべきであるとの意見、各大学の判断で教員養成課程で道德を副専門的に履修させるよう工夫することも考えられるとの意見があった。

大学における教員養成課程の充実のためには、道德教育に関し、指導力のある大学教員の確保をはじめとする体制整備が不可欠である。各大学には、大学と教育委員会との連携・協働による実践的なカリキュラムへの改善、学校現場での指導経験のある教員の採用、道德教育を充実させた専攻や道德教育コースの設置などの積極的な取組が期待される。

このほか、専修免許状においては、既述のとおり、大学院で道德教育専攻の者はもちろん、道德教育専攻以外の者であっても、道德教育の分野に関する一定以上の単位を修得した場合には、「道德教育」の専門性を標章する制度がある。しかしながら、この制度が十分に活用されているとは言えない状況であり、この制度の積極的な活用を促進すべきである。また、教育委員会や学校においては、こうした教員免許状を有し、道德教育に係る高い授業力を有する者を道德担当指導主事や道德教育推進教師等として積極的に登用することが期待される。